

平川市社会教育基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月18日(水)
- 2 意見の提出 市民2人(6件)
- 3 意見の内容と回答

No.	項目	意見等（原文掲載）	事務局の考え
1	P4,P9	「」部分の追記又は修正を提案 主要施策3-2-(2)伝統芸能「・民俗行事」の保存継承	主要施策の「3-2-(2)伝統芸能の保存継承」を「3-2-(2)伝統芸能・民俗行事の保存継承」と修正します。
2	P8	「」部分の追記又は修正を提案 2 市内には国指定名勝「・文化財」をはじめ、有形無形の文化財がありますが、有形文化財を次世代へ継承していくためには、計画的な修復や保存整備が必要です。 また、無形「民俗」文化財である伝統芸能「・民俗行事」は、後継者不足により技芸の保存継承「や作製技術」が課題となっています。	「国指定名勝」の後に「・文化財」を追記すると、後述の「有形無形の文化財」の部分と表現が重複しますので、修正を行わないこととします。 「無形文化財である伝統芸能は、後継者不足により技芸の保存継承が課題となっています。」を「無形民俗文化財である伝統芸能・民俗行事は、後継者不足により技芸や用具等作製技術の保存継承が課題となっています。」と修正します。
3	P8	「」部分の追記又は修正を提案 3-2 文化財の保存と継承 有形文化財の計画的な修復や保存整備に努めます。また、無形「民俗」文化財の保存継承のため、支援や発表の場の提供と情報の発信に努め「ると共に技術の継承を行います」。	「無形文化財」を「無形民俗文化財」と修正します。 「技術の継承」については、行政主導ではなく無形民俗文化財を支える地域の保存会など、市民団体等が主体となって受け継いでいくべきものと考えておりますので、修正を行わないものとします。

No.	項目	意見等（原文掲載）	事務局の考え
4	P9	<p>「」部分の追記又は修正を提案</p> <p>3-1 芸術文化活動の振興</p> <p>(1) 文化団体「等」の育成・支援と活動の場の提供</p> <p>① 文化団体を育成・支援し、活動の活性化を図ります。</p> <p>② 文化団体と「協力し」市民文化祭「等」を実施し、内容の充実に努めます。</p> <p>(2) 芸術鑑賞機会の提供</p> <p>① 文化ホール等でのさまざまな芸術文化の鑑賞機会「など」を提供します。</p>	<p>「(1) 文化団体の育成・支援と活動の場の提供」を「(1) 文化団体等の育成・支援と活動の場の提供」と修正します。</p> <p>市民文化祭については、文化団体と互いに協力しながら実施していくことから、「協働」での実施に努めることとしております。また、市民文化祭をより充実したものとするため、「等」は追記せず、修正を行わないものとします。</p> <p>芸術鑑賞機会の提供についても、より充実した鑑賞機会の提供に注力するため、「など」は追記せず、修正を行わないものとします。</p>
5	P9	<p>「」部分の追記又は修正を提案</p> <p>3-2 文化財の保存と継承</p> <p>(1) 文化財の保護・保存と活用</p> <p>① 指定文化財の保存整備に対する支援に努めるとともに、計画的かつ効果的な修復を推進します。「非指定文化財についても調査・研究し、指定化を図ります。」</p> <p>② 埋蔵文化財包蔵地の開発について、計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。「また、定期的なパトロールを実施し、開発行為に対処します。」</p> <p>③ 収蔵資料や地域の文化財「等」を活用した展示会や見学会、体験学習などの実施に努めます。「郷土資料館（収蔵庫）の展示・説明を随時見直し、教育活動に努めます。」</p> <p>(2) 伝統芸能「等」の保存継承</p> <p>① 保存継承団体を支援し、伝統芸能「等」の保存と情報発信「など」に努めます。</p> <p>② 伝統芸能「等」の発表の場の提供に努めます。</p>	<p>「① 指定文化財の保存整備に対する支援に努めるとともに、計画的かつ効果的な修復を推進します。」について、「文化財の適切な保護・保存に努めるとともに、指定文化財の保存整備に対する支援に努めます。」と修正します。</p> <p>「② 埋蔵文化財包蔵地の開発について、計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。」について、「② 埋蔵文化財について、状況把握と開発の計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。」と修正します。</p> <p>収蔵資料等の展示会、見学会については、郷土資料館の展示コーナーを活用しており、収蔵庫については一般開放をしておりませんので、修正を行わないものとします。</p> <p>「① 保存継承団体を支援し、伝統芸能の保存と情報発信に努めます。」について、「① 保存継承団体を支援し、伝統芸能・民俗行事の保存と情報発信に努めます。」と修正します。</p> <p>伝統芸能については、より充実した発表に注力するため、「等」は追記せず、修正を行わないものとします。</p>

No.	項目	意見等（原文掲載）	事務局の考え
6	その他 計画(案) 全体	<p>①市教育委員会が主催し、市内の児童・生徒を対象として ア、志賀坊高原一帯に生息する野鳥の観察会を、毎年、季節ごとに実施する。 イ、志賀坊高原一帯に自生している植物の観察会を、毎年、数回実施する。</p> <p>②「志賀坊ふれあい館」の一部を「志賀坊ビジターセンター」に改め、市内の児童・生徒たちが親子や仲間と気軽に入館できるようにしたり、現在、市立図書館に収蔵している自然観察用の図書や図鑑の一部を移管し、動・植物の標本や写真を展示したり、付近一帯の地質図などを掲示する。</p>	<p>社会教育基本計画では、現在実施している、または今後5年間で取組むべき施策の方針・方向を掲載しております。社会経済情勢の変化や市民の学習ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、その表現は抽象的なものにとどめており、個別の事業名については掲載しないこととしております。</p> <p>提案いただいた①アの野鳥の観察会、イの植物の観察会については、「施策方針2-1 年代に応じた多様な学習機会の提供」の一つとして、児童・生徒をはじめ、多くの市民が学習する機会として、実施の可否を検討してまいります。</p> <p>②の「志賀坊ふれあい館」については、現在、市立図書館に収蔵している自然観察用の図書や図鑑の一部を移管可能か検討してまいります。</p>